

正本

東京地裁 昭和三十年(ワ)第二九一四号

原告 下田 隆一

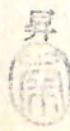
外二名

被告 國

昭和三十六年九月二十六日

被告指定代理人

南 宇 佐 美 初 男



東京地方裁判所民事第二四部

御 中

準備書面 (第五回)

去 務 省

副本領取

原告は、昭和三六年九月五日附準備書面の一で、国際法  
 反の原爆投下は、同時に米国内法の評価を受けるから被  
 者は、アメリカ国内法に則つて請求権があると主張するが次  
 の如き事由により右主張は失当である。

(4) 戦争は、主権国家間の利益紛争の解決手段であるところ  
 国家は国民をもつて構成される地域団体であるから、各国  
 家は、自国ないし自国民の利益のために、この戦争に従事  
 するものである。従つて、かような戦争を構成する個々の  
 行為が違法か違法かばもつばら国際的に評価されるもので  
 あつて、国際実定法上違法とされる行為については、これ  
 に因り相手国民に損害が生じても、これに対して当該行為  
 国が責に任ずる理由の無いことはもとよりであるが、同法  
 上違法とされる行為についても、右述の戦争の性質上、そ

の責任の追及はもつばら国際的手続によるべく、具体的には戦争終結の手続たる講和条約により当事国間で合意解決せられるべきものであつて、そこにうたわれぬ以上被害国民は加害国に対してその請求権を認められないことは国際慣習法である（立作太郎著戦時国際法三九頁）。

(四) これに反して、戦争当事国は、国際法違反の戦争行為について、直接国内法により相手国民に対して損害賠償の責に任ずるものではない。けだし、戦争行為は、国内的には主権の発動にほかならず、しかもそれは国家緊急の事態に對<sup>應</sup>するための対外的行為であるから、その結果相手国民に損害を与えても、国内法的にその違法を論じて、主権の一作用たる司法手続による救済を許容すべき筋合のものではないと考えられるからである。

これを米国内法制に照せば、米国内法においては、  
法権の限界として、つとに重要な政治権力の行使について  
は、それが法律的な判断が可能のものであつても、その  
査を拒否し行政府の判断によるものとしてゐる。米國大統  
領が戦争の遂行において、従來の爆弾と比較にならぬ破壊  
力をもつ原爆の使用を行使したのは、戦争に勝利をおさめ  
るため、その軍事的効果と政治的効果とをねらつたもので  
あつて、裁判所がこれについて違法（國際法違反）の判断  
をすゝる限りではない。これは、いわゆる統治行為の理論の  
当然の帰結である（統治行為の研究（三）金子広、國家学  
會雜誌七二卷二号参照）。

(4) 原告は、原爆投下行為に対する日本法の適用を主張され  
てゐるが、これは失当である。本件の如き戦争手段の行使

による損害は、それがあつたとしても、私的國際生活を規律する國際私法の適用で適用法規、管轄を定めるといふことは的はずれの議論であるが、それを措いても、抵觸法の観点からすれば、國家は、事件の性質上、外國法の適用が自國の國家的利益に反するときはその適用を拒む（法例第三〇条參照）ものであつて、この原理は諸國抵觸法一般に通ずる基本原則である。すなわち、英米の抵觸法でも外國法の適用が自國の公の政策に反する場合にはこれを適用すべきでない（江川、有斐閣全書、國際私法一二二頁、長谷川、西山國際私法講座第一卷二五七—二六一頁參照）とするものであつて、法廷地法（憲法、公法を含む）において國家及び兵士の責任を認めないならばその範圍において法廷地法が累積的に適用されることはこれ又抵觸法上認めら

れる原則である（江川、國際私法における不法行為法協五七卷八〇八頁）。

ニ 原爆投下行為について仮りに米國國內法（不法行為法）の適用があるものとしても、米國法上原告らには損害賠償請求権が発生しない。

(イ) 米國では一九四六年連邦不法行為請求権法が制定される前は、イギリス法に伝えられている「王は悪をなしえない」という無答責の法原則と同じ効果をもつ主權の免責の法理があつて、連邦や州の公務員が公務執行中に私人に対し不法行為をしても被害者は政府を被告として損害賠償を請求する法律上の權利を有しなかつたものである。本件の原爆投下は一九四五年八月六日であるから、その当時施行されていた米國の右公法關係に基因する米國政府の責任の発生

は生じない。

(四) 米國では、右述のように一九四六年に連邦不法行為請求権法が制定されて公務員の不法行為によつて生じた損害につき、政府が責任を負う原則が確立されたが、同法は一九四八年五月の連邦司法法 (*Federal judicial code*) によつて廃止された。しかして、その國家責任の原則は、右連邦司法法第二六七四条に受けつがれた。しかし、これには幾多の例外規定が設けられ、同法第二六八〇条J項で「戦時中における陸海軍の戦闘活動 (*The combatant activities*)」により生じた損害については政府は責任を負わないと規定されている。右は、まことに當然なことであつて、米國の国内法上原告らに請求権のないことは明らかである。